

第117回京都市消費生活審議会

1 開催概要

- (1) 日 時 令和元年8月26日(月) 午前10時から午前11時30分まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員11名(五十音順)
大浦 啓子委員, 大谷 和美委員, 門谷 晴雄委員, 川口 恭弘部会長,
佐久間 毅部会長, 長野 浩三委員, 原 敏之委員, 日比野 敏陽委員,
吉政 知広委員, 若林 靖永会長, 渡邊 孝子委員
●京都市
文化市民局
局長 別府 正広
くらし安全推進部長 並川 哲男
消費生活総合センター長 久保 浩志 ほか

2 傍聴者

2名

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

4 審議内容等

議事

- (1) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成30年度推進状況について
- (2) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成30年度重点課題に対する取組状況について
- (3) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)令和元年度重点課題に係る実施計画について
- (4) その他

○会長

まず, 議事(1)と議事(2)について, 事務局から説明願う。

～ 事務局から, 資料1, 資料2について説明 ～

○会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○委員

消費生活相談件数について、おそらく188（消費者ホットライン）の影響かと思うが、京都市では消費生活相談件数が増加している状況を踏まえ、相談員体制は十分であると認識しているのかを確認したい。

●事務局

約3年前に相談員1名を増員し、現在12名体制としている。相談員体制は十分なのかとの御指摘については、相談員を増員させることで、啓発を含めて様々な取組ができると考えているが、当面は、現行の体制でしっかりと取り組んでいきたい。

○会長

一点確認したい。重点課題の18～20ページにある高齢者サポート（地域包括支援センター）との連携強化について、現在6区2支所であり京都市全域で展開できているわけではない。今後の京都市全域での展開に向けて計画等があるのであれば確認したい。

●事務局

現在、他の行政区についても参画できるよう働き掛けているところであり、また、京都弁護士会にも協力をお願いし、年度末に向けて少しでも増やせるように努めているところである。

○委員

小学校及び中学校への消費者教育の取組について、買物や売買など、お金に関することを中心に進められている。資料にあるようにエシカル消費の普及についても様々な取組をされているため、小学校向けの消費者教育教材作成の中で、エシカル消費のエッセンスを採り入れることを検討しているのか確認したい。

●事務局

環境に関するものについては一定教材に含まれているが、エシカル消費については、当センター作成の消費者教育教材に採り入れていないのが現状である。エシカル消費という言葉はまだ浸透されていないため、広めていく必要があると考えており、本年5月の市民しんぶんにおいても特集記事を掲載したところである。また、次期消費生活基本計画においてもしっかりと明記し、エシカル消費の考え方を広めていきたいと考えている。

○会長

次に、議事(3)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料3について説明 ～

○会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○委員

消費者教育推進法施行以降も教育現場で消費者教育が進んでいないと感じている。今回、報告があった教員向けの研修は、これまでなかった視点での取組であり重要と感じた。是非とも力を入れて取組を進めていただきたい。

健康食品や化粧品のお試し価格に関する消費生活相談であるが、適格消費者団体ではこのお試し価格の表示、初回無料とうたい、実際は定期購入を条件とした契約を締結させるといった消費者問題について景品表示法に基づく差し止め請求を行ってきた。これは、本来、国がしっかりと取り組んでいくべきことであり、申し入れも行っているが進んでいない。定期購入に関する相談件数が増加している状況を踏まえ、京都市からも把握している事例等を国に訴えていくべきであると考えている。

また、この10年間では、消費者契約法及び特定商取引法が改正され、これに合わせた形で禁止行為についても新たに規定されている。望まない訪問販売や電話勧誘販売に対する取組、例えばステッカー等による訪問販売の禁止の意思表示等の条例等への位置付けについて検討を進めていただきたい。

●事務局

参考資料で「消費者団体訴訟制度」を配布させていただいているが、これは内閣総理大臣が認定した消費者団体が事業者の不当な行為の差し止めや、事業者に代わって被害の回復を行うといった制度であり、行政としても心強い制度であると認識しているところである。本市としては、適格消費者団体ともしっかりと連携し取り組んでいくことが、第一であると考えている。

また、御意見があった訪問販売の禁止の意思表示等の条例等への位置付けについては、例えば靈感商法が具体的に取り締まりの対象となる、あるいは指導の対象になっているため、今回の計画の見直しと合わせて個別の事案をしっかりと把握し、的確に対応できるように検討していきたいと考えている。

なお、条例等の解釈、運用については、本市だけではなく京都府の条例等との整合や法適用について調整する必要があると考えている。不招請勧誘や電話勧誘等について、以前ほどではないが、不当な行為が行われているケースも実際にあるかと考えており、そのよ

うな行為がないように取組を進めてまいりたい。

○委員

資料にあるように、家庭科の教員と連携して取組を進めていることはよいことだと思っている。成年年齢引下げに関して、キャッシュレスについては大人でもなかなか理解できない部分もあり、その内容を取り上げて重点課題にしていることはよいと思う。その点についてもう少し詳しく教えてほしい。

●事務局

試作版の中学生向け消費者教育教材を活用し、いわゆるキャッシュレス社会になった場合、自分達がどのようにお金を使っていくのか、また、管理していくのかという観点を取り入れて授業をしていただいているところである。授業の情報については、資料2の2～3ページに写真を添付しており、授業の雰囲気を感じていただけたらと思う。

その他、キャッシュレス比率は日本ではまだ低いといったことなど、カード社会についても準拠した授業展開をしていただいているところである。

○会長

他の委員からもありましたように、学習指導要領の改訂は一つの後押しになっており、家庭科教育の中で、改めて消費者教育がしっかりと位置付けられ、これを踏まえて、家庭科の教員で勉強会を取り組まれることがある。だからこそ、この機会をいかして、教育委員会等と連携して、教材作りをしていくことが必要であると感じている。

一方、学習指導要領どおりの内容であると、現実社会よりも情報が古くなることもある。キャッシュレスにも触れられていたが、クレジットカード型の三者間取引のほかに、単純にプリペイドのチャージ型のものもある。これらは全く異なった仕組みである。実際の小学生や中学生は、既に使用していることもあり、現実を踏まえた形での教材にしないと、実際の生活が先に進んでしまって、なかなか理解ができないということになる。

このようなことも踏まえ、買物の仕組みというか、買物をどう理解するかがベースにある。その中で、様々な消費者被害が発生すること、そして買物は社会とのつながりであることから買物を通じて社会につながるというエシカル消費の意識を持つように、学校教育の中でもしっかりと展開されていくことを希望したい。

○会長

意見も出揃ったようなので、京都市においては、頂戴した御意見を施策に反映するとともに、御検討いただければと思う。

これで本日の審議を終えさせていただき、最後に、事務局から御発言願いたい。

～ 暮らし安全推進部長 挨拶～

○会長

以上をもって、第117回京都市消費生活審議会を終了する。

(終了)